

平成 24 年版 マンガ宅建はじめの一步
【法改正のお知らせ】

(3453)

平成 24 年 6 月 22 日
 (株)住宅新報社
 書籍編集部
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 平成 24 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施公告が発表されました。今年度の試験は、平成 24 年 10 月 21 日(日)に実施予定で、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正による修正の必要が生じたので、以下の箇所の記述をご訂正ください。

ページ・位置	改正前	改正後
P159 5 コマ目	都道府県知事	都道府県知事※ ※市の区域では市長の許可
P160 4 コマ目	都道府県知事	都道府県知事※ ※市の区域では市長の許可
P161 上 15 行目	都道府県知事	都道府県知事(市の区域では市長)
P161 三つ目の表中	知事の許可	知事の許可 (市の区域では市長)
P227 上 9 行目	原則として農業委員会	農業委員会
P231 7 コマ目	知事の許可が必要になる	原則として知事の許可が必要になる
P241 2 コマ目	その大原則は知事の許可です	その大原則は知事の許可です※ ※市の区域では市長の許可
P245 上 5 行目	→都道府県知事の許可	→都道府県知事の許可(市の区域では市長の許可)
P276 4 コマ目	その法定代理人が	その法定代理人(法人の場合はその役員)が
P281 上 2 行目	その法定代理人が	その法定代理人(法人の場合、その役員)が
P307 表中 ii)の欄	土砂災害警戒区域内にあるとき	土砂災害警戒区域内又は津波災害警戒区域内にあるとき